

# 一人会社である 非公開会社における問題

——最近の判例を中心に——

砂 田 太 士

- 1 はじめに
- 2 一人会社
- 3 一人会社に関する近年の裁判例
- 4 一人会社の経営を行う株主
- 5 おわりに

## 1 はじめに

わが国では、会社の組織・運営等を規制する法律として、平成18年5月より会社法（平成17年7月26日法律第86号）が施行されている。会社法は、会社法施行前の商法（以下、本稿では旧商法という）で会社を規制していた時と比べて、法文の口語化はじめ多くの点で法規制についての現代化をはかって制定された。法規制の主体となる法律が商法から会社法へと変わったものの、実質的には旧商法の時に会社法と呼んでいた同法の会社編を改正して独立させたところから、この旧商法から会社法への改正については「会社法制の現代化」にふさわしい内容の実質的な改正を行う目的があり、この実質改正の理念は、「起業の勸奨」および「当事者自治の尊重」<sup>(1)</sup>に要約できると述べられている。

会社法では、会社の種類として、旧商法で認められていた合名会社、合

資会社、株式会社、および旧有限会社法（会社法施行により廃止）で認められていた有限会社について、持分会社と株式会社に、次のように分けた。まず、持分会社として（会社575条）、従来の合名会社と合資会社、さらに有限責任社員のみで構成する合同会社を新たに設けて、持分会社の種類はこれらの3つとした<sup>(2)</sup>。一方、株式会社は、従来の株式会社のほかに有限会社を株式会社として規律することになり、この結果旧有限会社法により認められていた有限会社は、法律上、株式会社に一本化された。

このような法規制から、先の2点について考えると、まず「起業の勧奨」については、株式会社は旧有限会社の規律を基に法規制がなされ、このため株式会社を設立することを容易に行うことができるようになった。旧商法の規制に比べて、最低資本金制度（出資額規制）が廃止されたこと（出資額規制が廃止されたこと<sup>(3)</sup>）、定款の絶対的記載事項としての発行可能株式総数の定めに関する規制の緩和<sup>(4)</sup>、設立時発行株式総数に関する規制の緩

---

(1) 江頭憲治郎「会社法制定の理念と会社法制見直しの行方」ジュリ1414号95頁（2011年）。

(2) このような分け方に基づく法規制から、組織変更については、株式会社から持分会社（会社744条）と持分会社から株式会社（会社746条）となった。一方、持分会社間における会社の種類の変更は、たとえば合名会社から合資会社と変更することは、定款記載事項の変更となり、持分会社間においては組織変更ではなく定款変更による会社の種類の変更となった（会社638条）。

(3) 旧商法は、株式会社の最低資本金として、1000万円を必要としていた（旧商法166条ノ4）。会社法では、この最低資本金制度が廃止された。株式会社は「設立に際して出資される財産の価額又はその最低額」を定款に定めことになり（会社27条4号）、そのため定款に定めた価額または最低額が出資されることで、会社を設立することができることになった。

(4) 旧商法では、定款の絶対的記載事項として「会社が発行スル株式ノ総数」を記載または記録しなければならないと規定していた（旧商法166条3号）。これに対して会社法では、定款の絶対的記載事項を定める会社法

(5) 和のみをみても、旧商法に比べて起業し易い法規制となっている。とくに、出資者たる者一人（＝株主が1人）でも株式会社を設立すること、いわゆる「一人会社」の設立が、これらにより容易となった。<sup>(6)</sup>このように、従来より起業がし易くなり（設立をすることが容易となった）、一人でも手続

---

27条の中には、発行可能株式総数に関する事項はない。発行可能株式総数について、会社法は、定款に定めることを要求しているものの（会社37条）、発起設立の場合には、発起人は、発行可能株式総数を定款で定めていない場合には、株式会社の成立の時までに、発起人全員の同意によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない（会社37条1項）、またいったん定款に定めた発行可能株式総数であっても、発起人全員の同意でこの定めを変更することができる（会社37条2項）。また募集設立の場合には、発行可能株式総数を定款で定めていないときは、株式会社の成立の時までに、創立総会の決議によって、これを定めることができ（会社98条）、しかも創立総会の決議によりいったん定めた定款の記載も変更することができる（会社96条）。

- (5) 旧商法では、定款の絶対的記載事項として「会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数」を定款に記載または記録しなければならないと規定していた（旧商法166条6号）。会社法では、定款の絶対的記載事項を定める会社法27条の中では、「設立に際して出資される財産の価額又はその最低額」を記載または記録することを定め（会社27条4号）、それが充たされていればよいことになった。このために、「設立に際して出資される財産の最低額」を記載または記録しておけば良いので、その最低額として「1円」と記すことで、容易に本条の定めを満たすことができる。
- (6) 会社法施行以前に施行されていた新事業創出促進法（平成10年12月18日法律第152号。中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年3月31日法律第18号）の施行により、平成17年4月13日廃止）においては、旧商法168条ノ4により要求されていた株式会社の最低資本金額1000万円について、確認株式会社においては設立の日から5年間これを適用をしない旨を定めていたので、設立時に必要な資金として1円を用意してそれを出資すれば、株式会社を設立することができることになっていた（同法10条）。このことは、少なくとも資金面に関しては、株式会社の設立（とくに一人会社の設立）を容易にしていた。

を遵守さえすれば会社を設立することができることから、ベンチャー企業とよばれる株式会社を多く輩出することができるようになった。<sup>(7)</sup>

一人会社である以上、株主総会も唯一の株主の行為のみよりこれを行うことができることから、ある意味では持分会社以上に、唯一の出資者たる株主が、会社の経営を自分の思うがままに行うことができる。<sup>(8)</sup>まさに、先にも述べた点の「当事者自治の尊重」そのものともいえる。「会社の出資者たる株主＝会社の業務執行者たる取締役」の図式でいけば、会社の内部に関しては当事者は一人しかいないのであり、自らが思うところにより会社

---

(7) 本稿との関係で、会社法施行後におけるベンチャー企業の設立と運営に関する問題については、別稿において既に検討している。砂田太士「ベンチャー企業の設立と運営—会社法下での問題点」奥島孝康先生古稀記念『現代企業法学の理論と動態』第1巻上篇609頁（成文堂、平成23年）参照。

(8) 一人会社として存在することができるのは、持分会社においては、合名会社と合同会社である。合資会社の場合には、無限責任社員および有限責任社員の両社員を必要とするので、いずれかが欠けたときには、欠けた社員を補充しない限り、会社法の「みなし規定」により、合名会社または合同会社となる旨の定款変更をしたとみなされる（会社639条）。ここで合名会社と株式会社を比較すると、一人の者が出資をしかつ自ら会社の業務執行を行うこと（経営を行うこと）、株式会社では自らを取締役とすれば、いずれの会社においても同じように行うことができる（合名会社の業務執行について、会社590条）。これに対して、会社の債務に関しては、合名会社の場合には、無限責任社員としてその会社の構成員として存することになり、会社に生じた債務についてはそのすべてを負わなければならないことになるが、株式会社では株主であることから有限責任社員である。したがって、株式会社を利用すれば、出資者たる株主が経営を行うが（一人株主である者が自らを取締役とする）、会社債務については設立時の出資額に限定されるという有限責任を享受することができる。合同会社の場合も株式会社と同様の態様となるが（有限責任について会社580条2項、業務執行について会社590条）、株主と異なり、有限責任社員として定款にその氏名または名称と住所、さらに出資価額等が記載される（会社576条1項5号・6号）。

を経営することができる。このことは、会社法は機関設計を定款自治に委ねることで、<sup>(9)</sup> 会社の経営の自由度が高めていることを意味するが、一方、旧商法では法定の株式会社の機関として、株主総会、取締役3人以上からなる取締役会、そして監査役が、それぞれ必要な機関として要求されていたことと異なり、会社の設立段階から、さらに成立後の会社としても、会社組織を構成する株主が極めて自由度の高い機関設計を選択することができることにもなった。すなわち、非公開会社においては、株主総会以外に必要とされる機関は、取締役のみである（会社326条1項）。したがって、この「取締役のみ」という極めてシンプルな機関設計を選択した場合には、一人の者が出資してさらに業務執行機関として存在することになるので、

---

(9) 定款自治における機関設計に関して、次のような見解がある。すなわち、稲葉威雄『会社法の基本を問う』（中央経済社、2006年）66～67頁は、次のように述べる。

「定款による機関設計は、……、定款を定める者の実体認識が正確で、その制度選択も適切であれば、望ましい結果が得られる。しかし、洋服の寸法取りと言うような単純なものは違って、会社の実体認識も容易ではなく、それに適合した制度がどれかという判断もそう簡単ではない。これが、まず、機関設計をする際にして生ずる不都合である。

しかも、その判断の誤りによって、その判断をした株主以外の利害関係者（典型的には債権者ひいては会社を経済社会の一員として受け入れざるを得ない社会全体）の利益が害されるおそれがある」と。

このようなことを十分に踏まえて上での、起業がなされないと、まさに指摘されているとおりに、利害関係者の利益が害されてしまう。何も、このことは起業の際（会社設立の際）に限られたことではなく、法定の制度を整えた場合であっても、それぞれの機関または機関を構成する者が適切に行為をしなければ、同じような問題は生じてしまう（例えば、昨年の2011年におきたオリンパス事件）。もっとも、この見解は、続けて、会社法は整理の手立てを十分に講じていないと思われるとし、「この制度をどう整理し、順序立てて運用していくかが、今後の課題である」（同書67頁）と述べている。

この株式会社の実体は個人または会社組織ではない個人企業と全く同じであるともいえることから、会社自体もまた会社の取引相手はじめ多くの利害関係人にとっても、会社という法人を前提としていたとしても、不測の事態に直面することにもなる。<sup>(10)</sup>

- (10) 持分会社のうち、合同会社においても、一人社員の場合には、株式会社と同様に、このような状態にあるといえる。もっとも株式会社と持分会社の定款を比べると、株式会社と持分会社とでは記載事項が異なり、株式会社の場合には株主の氏名または名称および住所を記載する必要がなく（会社27条参照。ただし、発起人の氏名または名称および住所の記載は必要）、それらは株主名簿に記載される（会社121条）。これに対して、合同会社を含めた全ての持分会社の定款には、社員の氏名または名称および住所、有限責任社員かまたは無限責任社員かの区別等の記載が必要とされている（会社576条1項4号・5号、2項、3項、4項）。従って、合同会社の場合には、株式会社と異なり、出資者たる社員を定款上から特定することができ、かつ業務執行を行う社員についても容易に知ることができる（会社590・591条）。なお、前掲注(8)参照。

もっとも、株式会社の場合であっても、当該会社の唯一の取締役がその唯一の株主である場合には、実質的には上述の場合と同じである。ただし、取締役については定款記載事項ではないことから（会社27条参照）、一般には登記簿を閲覧することにより初めて、当該会社の唯一の株主がまた取締役であることを確認できる（会社911条3項13号、商登47条1項・2項10号・54条）。株主の氏名または名称が定款に定められないことから、ある者が、当該会社が一人会社であることを知っていること、すなわち、当該会社には株主が一人しか存在しないことを知っており、さらにその出資者である株主を知っておりかつ経営を行っている者が当該株主と同一人物であることを知っている場合を除けば、登記簿の閲覧からは、当該会社の取締役が誰であるのかを知ることができるのみである（商登47条2項7号・10号）。また株主名簿の閲覧も可能であるが、この場合には、閲覧を行いたい者が株主（一人会社である場合には、株主は自分自身のみであることから、ここに述べる閲覧請求を行うことは事実上あり得ない）及び債権者のときには、当該会社の営業時間内において閲覧することができるが、その際には閲覧請求の理由を明らかにしなければならず（会社125条2項）、また当該会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要がある

本稿では、この株式会社としての「一人会社」に焦点を当てて、近年の裁判例を概観しながら、株式会社の機関の問題を検討してみる（以下、断りのない限り、会社とは株式会社を指す<sup>(11)</sup>）。

## 2 一人会社<sup>(12)</sup>

ところで一人会社とは、どのような会社であろうか。文字通り、株主が一人の会社である。それでは、その一人の株主の属性についてはどのようなものであろうか。

一人会社として、すぐに思い浮かぶのは、次のような例であろう。インターネット技術の開発を業とする会社の技術者が、自己の考案した技術を利用して自ら事業を行うために、当該会社を退職して自己の資金で会社を設立し（いわゆる独立）、設立した会社から自ら開発した技術を他の会社

---

ときは、裁判所の許可を得て閲覧を行うことができるが、やはり閲覧請求の理由を明らかにしなければならない（会社125条4項）。いずれの閲覧請求の場合には、その閲覧請求の拒否事由が定められている（会社125条4項・5項）。

かつて筆者は、「起業家（取締役）＝株式会社」の図式の場合には、相手方からすれば、株式会社そのものよりも個人たる起業家（取締役）を信頼することになり、人的会社の場合と同じようなことになる。」と述べていた（砂田太士「ベンチャー企業におけるコーポレート・ガバナンス」浅野裕司先生古稀記念・『民法と企業法の現在と展望』151頁（八千代出版、2005年））。すなわち、相手からすると、商号中に株式会社という文言があることから、株式会社という名を纏った人的会社と取引等をする事と同じであるとの考えからである。現在でも、株式会社という文言にとらわれず、実体のみをみると、このような会社が見受けられるであろう。

(11) 会社法施行後の一人会社の問題についての研究として、藤原俊雄「一人会社の法律問題」民事法情報283号19頁（2010年）がある。

(12) 一人会社に関しては、多くの研究がなされている。最近の研究として、酒巻俊之『一人会社と会社設立の法規制』（成文堂、2005年）参照。

に供与しているような場合、主婦が日頃の家事にて不便であったことについてそれを改善するために思いついた機器・技術等につき特許・実用新案等を出願して、これを事業展開するために貯めていたお金で会社を設立した場合等々、いずれも出資者が一人で資金を調達して会社を設立して経営を行う場合であろう。このような一人会社の例は、先に述べた2つの例のみならず、枚挙にいとまがないであろう。ベンチャー企業と呼ばれている会社を起業すること、実質は個人そのものの個人商店ではあるが形式上は会社として事業を行っているような、いわゆる旧商法時代よりいわれていた「法人成り」の企業等がこのタイプである。いずれにしても、一人の自然人がこれらの行為を発案して実行していることから、すなわち、典型的な「出資者＝株主＝業務執行機関＝取締役」の図式があてはまることから、便宜上、本稿ではこれらの一人会社を総称して、「個人型一人会社」と呼ぶ。

これに対して、例えば、A会社とB会社という二社間で行われた株式交換（会社2条31号）によりA会社の完全子会社となったB会社、C会社とD会社という二社がいずれの会社の株式を移転して（株式移転。会社2条32号）E会社を設立した場合の持株会社Eの完全子会社となったC会社とD会社、F会社が会社分割により新たに設立したG会社に事業を承継させた場合（新設分割。会社2条30号）、もっとも端的な例としては、H会社が自ら100パーセント出資して設立した完全子会社のI会社というように、いずれの子会社（B会社、C会社、D会社、G会社、I会社）もまた株主が一人であるから一人会社である（完全親子会社関係における完全子会社）。もちろん、法規制に従い該当する種類の会社が親会社となりうるが、本稿においては、株式会社を念頭に置いて検討しているので、以下では、株式会社が親会社となる場合として検討する。このような場合には、実は、上述の「個人型一人会社」と異なり、一人の株主は自然人ではなく

8(337) 法と政治 63巻1号 (2012年4月)

会社であるので、取締役、取締役会等の業務執行機関がそこにはあり、また一人株主たる親会社にはまた（多数かどうかは別として）株主が存在するのである。「個人型一人会社」と異なり、一人会社とはいいながら、会社のその業務執行機関が全く自由に経営を行うことができるわけではない。そこで、これらを、「法人型一人会社」と本稿では呼ぶことにする。

いずれのタイプも一人会社であるが、一人株主の属性が異なることから、例えば同じ問題が生じた場合でも、そこには異なった考え方が必要となる場合があることは否めない。例えば、取締役の利益相反取引（自己取引。会社356条1項2号）の問題を考えてみよう。その承認は「個人型一人会社」では、株主総会の承認＝唯一の株主である自然人の承認であり、そもそも承認というより自己の意思に従いこれを行うことができる。これに対して「法人型一人会社」の場合には、次のように考えることになる。「法人型一人会社」が取締役会設置会社の場合には、取締役会の承認によりこれを行うことができる（会社365条1項）。この承認は、形式的には、当該会社の株主総会の選任決議を経て、唯一の株主から会社経営を委任されている取締役会を構成している取締役（自然人）により行われる。したがってこの承認には、直接、親会社の取締役会および株主が関与することはない。これに対して、「法人型一人会社」が取締役会非設置会社である場合、その承認は取締役会ではなく株主総会がこれを行う（会社356条1項）。株主総会といっても、親会社が唯一の株主であるので、親会社の業務執行機関がこれを行う。<sup>(13)</sup>先の「法人型一人会社」の例で挙げたように、株式交

---

(13) もちろん、親会社の機関設計については、取締役会設置会社の場合もあれば、取締役会非設置会社の場合もある。さらに取締役会非設置会社の場合には、本稿にて検討している「個人型一人会社」が親会社である場合もある。これらのことから、本文にいう親会社の業務執行機関が行う意思決定とは、一人会社の唯一の株主である親会社である取締役会の場合もあれば、実は親会社が「個人型一人会社」のときには、親会社の唯一の株

換等により完全親子会社関係を構築した場合には、その親会社は取締役会設置会社の場合であることが多いことであろうから、結局は、親会社の取締役会での決定により事が判断されるということになる。<sup>(14)</sup>このように、一口に「一人会社」といっても、そこには、大きな違いが生じることがある。

主たる自然人がそれを行うことがある。

(14) 本文の事例とは異なるが、昨年秋に、プロ野球界を騒がした（まだ事案自体は継続中であるが）読売巨人軍の内部問題に関する取締役Aの行為に関して、親会社である一人株主の意思により取締役が解任されている。すなわち、本文で述べた「法人型一人会社」の例である。したがって、取締役の解任の手続は、親会社でありかつ一人株主である株式会社読売新聞社の取締役会において、完全子会社たる読売巨人軍の取締役の解任を提案し新たな取締役を選任する提案を行い決定した事項を、株主総会を経ることなく、株主総会決議があったものとみなす規定により（会社319条1項）、親会社の意思がそのまま子会社の株主総会決議となった事案である。

スポニチ電子版（<http://www.sponichi.co.jp/baseball/news/2011/11/19/kiji/K20111119002059320.html>）、サンスポ電子版（<http://www.sanspo.com/baseball/news/111119/bsa1111190939009-n1.htm>）によれば、読売巨人軍の記者会見で配布された文書において、解任手続に関しては、次のように報道されている。

「読売巨人軍が18日の記者会見で配付した文書の内容は以下の通り。

取締役の解任等について

本日（11月18日）、当社専務取締役球団代表兼GM・編成本部長・オーナー代行・……が、取締役を解任されましたので、ご報告いたします。……（中略）……

（1）本日の手続き

本日後2時から、当社の親会社である株式会社読売新聞グループ本社が、臨時取締役会を開き、取締役9名全員、監査役4名全員の計13名が出席して、当社取締役Aを解任し、取締役Bを選任するため、会社法第319条第1項に基づく提案を行い、かつ書面によって同意することにより、当該議案を可決する旨の当社の株主総会決議があったものとみなされました。なお、当社の株主は、株式会社読売新聞グループ本社1名です。

続いて、当社は、臨時取締役会を開き、取締役8名全員、監査役3名全員の計11名が出席して、取締役の新たな担当職務を決定しました。」

そこで、本稿では、「個人型一人会社」について、近年の判例を交えて検討する。

### 3 近年の裁判例

近年の裁判例として、一人会社の取締役の責任が争われた事件を2つ取り上げる。まず取締役の責任免除が争われたいわゆる豊島園事件東京地判平成20・7・18判タ1290号200頁、金判1329号23頁）と、一人会社の名目的代表取締役の会社に対する責任が争われた（取締役の責任免除についても争われた）東京高判平成15年9月30日判時1843号150頁を取り上げる。いずれも、「個人型一人会社」の裁判例である。前者の事件では、一人会社の出資者たる株主が自ら取締役（実際は代表取締役）に就任していた場合の事件であり、後者は自らは代表取締役はおろか取締役にすらも就任することはなく、他人を代表取締役に就任させたものの、その者には経営を行わせることなく、自らが指示を出し、それをそのまま実行する者を通じて、会社を経営していた事件である。そこでこのようなことが明らかになるよう、そしてまたそれぞれの問題となった一人会社の内情をみるためにも、少し長くなるが、当事者の主張を含めた事実関係を中心に詳しく紹介したのち、簡単な検討を試みることにする。

#### 3-1 豊島園事件（東京地判平成20・7・18判タ1290号200頁金判1329号<sup>(15)</sup>23頁）

本件は、豊島園事件として知られており、利益供与事件、有価証券報告

---

(15) 本件の判例評釈として、次のようなものがある。山下眞弘・判批・金判1329号23頁（2009年）、潘阿憲・判批・ジュリ1392号192頁（2010年）、福島洋尚・判批・ビジネス法務10巻5号122頁（2010年）、鈴木千佳子・判批・法学研究83巻8号157頁（2010年）、山脇千佳・判批・法学75巻1号88

書の虚偽記載による証券取引法違反等の一連の西武鉄道事件とともに、クローズアップされた事件である。本件の事実の概要は、次のようなものであった。<sup>(16)</sup>なお、本件は、旧商法が施行されていた時のもので、機関設計は、当時の法規制に従い、会社法上の公開会社と同じで（会社327条1項・2項）、取締役会と監査役であった。

Y（被告）は、昭和51年11月29日、全額を出資してX<sub>1</sub>株式会社（原告。豊島園。以下、X<sub>1</sub>会社という。なおX<sub>1</sub>会社は、その後、平成17年3月25日に、吸収合併によりX<sub>1</sub>会社を存続会社として訴外A会社を消滅会社とする吸収合併を行い、さらに商号を改めているが、本稿では、便宜上、X<sub>1</sub>会社という）を設立し、X<sub>1</sub>会社の代表取締役に就任した。X<sub>1</sub>会社は平成5年頃から収益が悪化し、リストラによる人員削減、昇給停止、給与カットなどの対応策を施したが、うまくいかず、平成10年12月8日には、Yは全ての株式を、S鉄道会社の100パーセント子会社である訴外A会社に譲り渡した（これによりX<sub>1</sub>会社は、S鉄道会社の連結子会社となる）。この時、その経営責任をとり訴外BとCが引責辞任した。このような状況にありながら、その後も、X<sub>1</sub>会社の代表取締役を辞める平成16年12月27日まで、YはX<sub>1</sub>会社の代表取締役として経営を行っていた。Yは、X<sub>1</sub>会社の業務を行っていない者に対してX<sub>1</sub>会社から顧問料を支払わせたり、従業員でない者に対して給与・退職慰労金等を支払わせたり、また無償で社宅を提供したりしていた。そこで、X<sub>1</sub>会社は、Yは取締役としての忠実義務、善管注意義務に違反してこれらの支出をしたことにより、X<sub>1</sub>会社の財産を不当に逸出させたと主張して、Yに対して取締役の会社に対する損害賠償責任等を追及した。またX<sub>2</sub>株式会社（原告。以下、X<sub>2</sub>会社とい

---

頁（2011年）。

(16) 本件は、その後控訴されたが控訴は棄却され、さらに上告されたが上告棄却となった（鈴木・前掲注(15)158頁）。

う。なおX<sub>2</sub>会社も、平成17年3月25日に商号に改めているが、本稿では、便宜上、X<sub>2</sub>会社という）は、昭和59年5月26日に遊園地の企画設計等を目的として設立され、X<sub>1</sub>会社の100パーセント子会社である。X<sub>2</sub>会社の代表取締役は、設立以来、平成16年12月27日まで訴外Dが務めていた。Yは、平成16年12月27日にX<sub>2</sub>会社の代表取締役に就任したが、翌平成17年3月30日、代表取締役ならびに取締役を解任された。X<sub>2</sub>会社においても、Yは、Dに指示してDを意のままに動かし、Dをして、X<sub>1</sub>会社と同じように、顧問料、業務委託費用、給与等の支払いをさせたとして、X<sub>2</sub>会社は、このような行為はX<sub>2</sub>会社の財産を不法に流出させたとして不法行為による損害賠償を求めた（なお選択的主張として、YがX<sub>2</sub>会社の取締役であった平成16年12月28日から平成17年3月31日までの期間については、Yは、X<sub>2</sub>会社の取締役としての忠実義務、善管注意義務に違反する行為を行っていたというべきであるから、Yは、X<sub>2</sub>会社に対し、旧商法266条1項5号〔現、会社423条1項〕により、上記損害を賠償する義務を負う主張としていた。）。

Yはこれらの主張について、YがX<sub>1</sub>会社の一人株主であったことに関して、次のように述べて反論していた。

「一人会社においても、取締役の会社に対する責任というものは、理論的には観念することができるが、そもそも善管注意義務（忠実義務）とは、委任者と受任者との間に一定の利害対立関係があるために受任者に課せられた義務であるところ、一人株主である代表取締役と会社との間にはそのような関係がないため、善管注意義務違反の問題は生じない。このことは、会社の規模や社会的影響力等によっても左右されない。取締役の行為が第三者を害するのであれば、別途、取締役の第三者に対する責任又は不法行為責任に基づき、損害賠償請求をされ得るし、明らかに違法な行為であるならば公序良俗違反により無効とされる余地もあるが、そうであるからと

いって、株主としての意思決定（株主総会決議）それ自体が許されないことにはならない。

原告らは、X<sub>1</sub>会社が、Yに対し、責任免除の意思表示をしていないと主張する。確かに、X<sub>1</sub>会社は、明確な免除の意思表示はしていないが、それは、YがX<sub>1</sub>会社の一人株主であった当時において、取締役の責任問題が生じていなかったため、問題の所在が意識されていなかっただけにすぎず、仮に、その当時に既に責任問題が生じていたのであれば、当然に免除の意思表示がされていたはずである。取締役が一人株主であった当時に問題が顕在化していれば責任が免除され、第三者に株式が譲渡された後に問題が顕在化すれば免除されないというのは明らかな矛盾であり、このような矛盾を生ずるのは、一人株主である取締役が会社に対して責任を負うことを前提とするためである。原告らの主張は誤りであり、一人株主である取締役が会社に対して責任を負うことはないというべきである。」

このYの主張に対して、X<sub>1</sub>会社は次のように反論していた。

「会社は、株主とは独立した別個の法人格を有するから、いわゆる一人株主（当該株式会社の全株式を保有する株主をいう。以下同じ。）である取締役であっても、会社に対し責任を負わない旨の規定がない以上、会社に対し忠実義務、善管注意義務を負う。そして、これらの義務の内容は、当該取締役が一人株主であるか否かによって異ならない。したがって、例えば、一人株主兼取締役が不相応に高額報酬を定めた場合には、会社に対し、忠実義務、善管注意義務違反による責任を負う。

取締役の責任は、総株主の同意を得て、会社が免除の意思表示をすることにより消滅する（旧商法266条5項〔現、会社424条〕、民法519条参照）。しかし、本件では、X<sub>1</sub>会社が免除の意思表示をした事実はなく、責任免除の効果は生じていない。また、一定以上の規模の会社には、株主以外にも従業員、債権者、取引先、顧客、消費者など、様々な利害関係人（いわ

14(331) 法と政治 63巻1号 (2012年4月)

ゆるステークホルダー) があり, このような会社においては, たとえその全株式を取締役が保有しているとしても, 株主以外の利害関係人に重大な損害を与えるような場合にまで, 株主兼取締役一人の意向のみで, 当該取締役の会社に対する責任が免除されると解することはできない。そのような事態は, 旧商法266条5項が想定する場面を超えるものである。とりわけ,  $X_1$  会社ら主張の各行為がされた時期は,  $X_1$  会社において業績が非常に苦しく, 債務超過で配当が不可能な状況にあった。このような状況下でされたYの行為は, 株主及びその関係者に対する違法配当又はそれに準ずる財産流出行為であり, このような行為につき免除が認められるならば, 会社責任財産の減少を招き, 会社債権者等の利害関係人を害する結果になりかねないから, 免除は許されない(会社法462条3項参照)。

以上によれば, Yが $X_1$  会社の一人株主であった期間についても, Yは,  $X_1$  会社に対し, 同社の取締役としての責任を負うというべきであるし,  $X_1$  会社が, 上記責任を免除した事実もない。また, Yが一人株主であるか否かによって, Yが賠償すべき金額に差異を生ずることはないから, Yが $X_1$  会社の一人株主であったことによって,  $X_1$  会社らの請求が妨げられることはない。』

東京地方裁判所は, 次のように判示した。

① Yの $X_1$  会社と $X_2$  会社に対する責任について, 次のように判示した。

「Yは,  $X_1$  会社の財務状況が極めて逼迫しているにもかかわらず,  $X_1$  会社の代表取締役として,  $X_1$  会社をして, 同 $X_1$  会社が負担する理由がない……顧問料の支払, ……住宅の賃料差額の負担, ……住宅の経費の負担, 臨時雇用賃金, 退職功労金の支払, [無償で使用させた住宅の賃料相当額の負担をさせたものということができるから, Yは,  $X_1$  会社の取締役としての忠実義務, 善管注意義務に違反したといわざるを得ない。

……Yは、X<sub>2</sub>会社の代表取締役、取締役の地位を失った以上、本件社宅使用契約の終了に基づき、X<sub>2</sub>会社に対し、早宮住宅を明け渡す義務を負う。そして、Yは、X<sub>2</sub>会社に対し、早宮住宅の適正賃料に相当する未払使用損害金を支払う義務を負うところ、早宮住宅の平成17年4月以降の適正賃料相当額は月額56万4000円であり、X<sub>2</sub>会社は、Yから一部弁済を受けた232万円のうち225万6000円を平成17年4月分から7月分までの使用損害金の全部に充当したほか、残額の6万4000円を平成17年8月分の使用損害金の一部に充当したのであるから、Yが支払うべき使用損害金は、平成17年8月分の残額50万円と、平成17年9月分以降明渡済まで月額56万4000円の割合による金員となる。

また、Yは、契約上Yが負担するものとされていた早宮住宅の電気代、水道代、ガス代、電話代等の経費を支払わず、X<sub>1</sub>会社に負担させていたのであるから、Yにおいて上記経費の支払を免れると同時に、X<sub>1</sub>会社と同額の損失を発生せしめている。そして、Yが経費を負担すべきことは契約上明らかであるから、Yにおいて法律上の原因のない利得が生じていることにつき、Yは悪意であったというべきであり、Yは、X<sub>1</sub>会社に対し、悪意の受益者として、不当利得として上記経費相当額を返還する義務を負う。

さらに、本件社宅使用契約によれば、早宮住宅の「使用に伴って発生する通常の維持管理……費用」はYの負担とされており、早宮住宅が会社代表者の社宅であることに鑑みれば、早宮住宅につき防犯上の理由により警備会社に対し費用を支出した場合には、当該費用も、「通常の維持管理」に要する費用に当たると解すべきであるから、契約上、Yが負担すべきものであったことになる。そうすると、上記防犯費は、本来Yが負担すべきものであり、X<sub>1</sub>会社が負担する理由はない。そして、上記防犯費がYの負担すべき費用となることは、契約上明らかである上、Yは、防犯サービ

スの導入につき承諾を与えているのであるから、Yは、法律上の原因のない利得が生じていることにつき悪意であったというべきであり、X<sub>1</sub>会社に対し、悪意の受益者として、不当利得として上記防犯費相当額を返還する義務を負う。」

ただし、X<sub>2</sub>会社による給与の支払い、住宅の無償貸与についてはX<sub>2</sub>会社の代表取締役であるDが、自らの判断で行い、Yはその報告を受けたにすぎないのであるから、Yはこれらの行為にほとんど関与しておらず、Yに不法行為が成立するということはできないと判示していた。

② 一人会社の関係については、次のように判示した。

「平成10年12月8日、Yは、訴外A会社に対し、Yが保有するX<sub>1</sub>会社の全株式を譲渡したが、それ以前は、X<sub>1</sub>会社の一人株主であり、かつ代表取締役であったから、平成10年12月8日より前にした行為に関しては、X<sub>1</sub>会社の取締役としての責任を負わないと主張する。Yの上記主張の趣旨は、必ずしも明確でないが、会社の全株式を一人の株主が保有する一人会社において、当該株主が代表取締役に就任している場合、当該株主兼代表取締役は、任務に違背して会社に損害を加えたとしても、そもそも会社に対する損害賠償義務が発生しないと主張するものようである。しかしながら、会社の全株式を一人の株主が保有する一人会社において、当該株主が代表取締役に就任している場合であっても、当該株主兼代表取締役は、法人格が会社と別個であるから、任務に違背して会社に損害を加えたときは、会社に対する損害賠償義務が発生するというべきであり、一人会社であることによって、当然に上記損害賠償義務が発生しないと解することはできない。

……また、Yは、取締役に善管注意義務（忠実義務）が認められる根拠について、委任者と受任者との間に一定の利害対立関係があるために受任者に同義務が課せられていると主張し、一人株主である代表取締役と会社

との間には利害対立関係がないから、善管注意義務違反の問題はそもそも生じないと主張する。しかし、一人株主である代表取締役と会社との間には利害対立関係がないから善管注意義務違反の問題は生じないと立論は首肯することができない。一人株主である代表取締役と会社とが別個の法人格を有する以上、各々が相手方に対して権利と義務とを有し得る関係にあるのであって、両者の利害が常に全く同一であるとか、何らの利害対立関係も観念し得ないと解することはできない。一人会社が法律上容認されるのは、社会的必要性が肯定されたためにすぎず、一人会社であろうと、会社と株主とは別個の法人格を有するものであるから、それぞれの間に、権利、義務の関係が発生するのは当然であり、これを消滅させる事由がなければ権利、義務は消滅しない。Yの上記主張は、一人株主である取締役には、そもそも会社に対する善管注意義務（忠実義務）がないというのと同断であり、上記主張を採用すれば、一人株主である取締役の会社に対する責任がそもそも観念し得ないことになってしまうのであって、善管注意義務（忠実義務）の強行法規性に反し、このような主張は、到底採用することができない。

……旧商法266条5項〔現・会社424条〕は、総株主の同意がある場合でなければ、取締役の会社に対する責任を免除することができないと規定しており、会社が取締役に対し上記責任を免除する旨の意思表示をする場合、当該意思表示が効力を発生するためには、総株主の同意が必要であると定めているのであり、取締役の任務違背により会社に対する損害賠償義務が発生した場合、これが消滅するためには、総株主の同意、免除の意思表示の2個の要件を具備することが必要である。しかるに、本件においては、黙示的にもYの取締役としての責任を免除する旨の意思表示がされた事実は、これを認めるに足りる何らの証拠もなく、他に、Yの義務の発生を障害する事由も、これを消滅させる事由も認めることができない。した

がって、その余の点について判断するまでもなく、YがX<sub>i</sub>会社の一人株主であったことによってYがX<sub>i</sub>会社の取締役としての責任を免れると解することはできない。

……Yは、X<sub>i</sub>会社がYに対する責任を免除する旨の意思表示をしていないことについて、YがX<sub>i</sub>会社の一人株主であった当時は取締役の責任問題が生じておらず、問題の所在が意識されていなかったため、明確な免除の意思表示がされなかったにすぎず、仮に、当時、既に責任問題が生じていたのであれば、当然に免除の意思表示がされていたはずであり、当該取締役が一人株主であった当時、問題が顕在化していれば責任が免除され、第三者に株式が譲渡された後に問題が顕在化すれば免除されないというのは明らかな矛盾であるから、一人株主である取締役は、会社に対して責任を負うことはないと解すべきであると主張する。Yの上記主張の趣旨は必ずしも明確でないが、一人株主である取締役は、会社に対して責任を負うことはないとの主張からすると、会社の全株式を一人の株主が保有する一人会社において、当該株主が代表取締役に就任している場合、当該株主兼代表取締役は、任務に違背して会社に損害を加えたとしても、そもそも会社に対する損害賠償義務が発生しないと主張するもののようにも見える。しかし、取締役が一人株主であることによって、取締役としての義務が発生しないと考える方が採用し得ないことは前示のとおりである。また、YがX<sub>i</sub>会社の一人株主であった当時は取締役の責任問題が生じておらず、問題の所在が意識されていなかったため、明確な免除の意思表示がされなかったにすぎず、仮に、当時、既に責任問題が生じていたのであれば、当然に免除の意思表示がされていたはずであるとの主張からすると、債務が免除の意思表示なくして当然に免除されると主張しているかのようでもあるが、免除の意思表示は、債務消滅原因事実であって、これなくして債務が消滅するなど解することはできないのが道理である。あるいは、Yの上記主

張について、明示の免除意思表示はされていないが、黙示の免除意思表示がされているとの主張であると解してみても、黙示の免除意思表示がされたと認めるべき根拠となる特定の具体的事実の主張も立証もないのであり、要するに、Yは、一人株主である取締役には、損害賠償債務が発生しないと主張するにすぎないものとみざるを得ない。

……以上のように解したとしても、会社に対する既発生 of 具体的損害賠償債務については、旧商法266条5項により、総株主の同意があれば免除の意思表示をすることに妨げはないのであり、一人会社の場合に、免除の意思表示を客観的に明らかにする契機が生じにくいことは、事実上の問題にすぎないのであるから、そのために、当然に免除されるべきであると解さなければならないことにはならない。

……よって、YがX<sub>1</sub>会社の一人株主であった時期のYの行為についてYの責任が発生しないと、消滅したと認めることはできない。」と述べて、Yの主張を認めなかった。

### 【本件についての検討】

ここでは、一人会社における取締役の会社に対する責任およびその責任免除について、少し検討してみる。

Yは、一人会社の株主のみならず、その代表取締役に就任して、当該会社の経営に関しては、自ら決定してそれを実行していた。会社の経営が悪化したにもかかわらず、リストラ等による対応策を施したが、これら以外の対応策を積極的に執るのではなく、むしろ、本来、必要としない顧問料、業務委託費用、給与等の支払いはじめ、会社の資金を流失させていた。また、家賃の支払い等もしていなかった。このような事態は、そもそも取締役の善管注意義務に違反する行為であり、自らが会社を経営することができるとしても、会社利益の喪失という損害の発生があった。このよう

な状況の下では、他の取締役によるYの行為の監督は期待できず、また事実関係のとおり行動となっている。このようなことで、取締役の責任を考えると、会社債権者のような第三者との関係では、会社法に定める規定による責任追及は可能である。なぜなら、Yは取締役の地位にありしかも代表取締役である。一人で何もかも決定できるし、また執行することができるとしても、本件で明らかにされている行為について、会社利益を考えた行為であるとは言い難い。むしろ、放漫経営ともいえるような判断とその実行があったといえる。このように考えると、当事者たるYと第三者との関係では、もしYの放漫経営により第三者に損害が生じたとすれば、Yは第三者に対して損害賠償責任を負うことになる（会社429条1項）。

それでは、会社に対する関係ではどうであろうか。確かに、会社には損害が生じているので、取締役については会社に対する責任が生じる（本件当時は、旧商法266条1項5号違反による責任、現在では、会社法423条1項違反による責任）。取締役について会社に対する責任があると考えられる場合であっても、総株主の同意によりその責任を免除することができる旨が法定されている（本件当時は、旧商法266条5項、現在では、会社法424条）。本件では、この点が争われた。一人会社の唯一の株主は、どのようにして取締役の責任を免除するのかといことである。一般論として考えられるのは、Yが株主である以上、自己の行為に問題があったとしても、自らに対して責任を追及することはあり得ず、むしろ自己の行為を正当化するであろうから、その限りにおいては取締役の責任を免除していると解することができる。しかしこのことは、株主とは別の会社が存在し、その会社の取締役（本件では代表取締役）に就任している以上は、取締役としての義務違反については会社としてその責任追及を行うことができなければ、損害が発生しても何もしない、何も回復されないことになる。あくまでも、取締役に対する責任を追及することを考

えると、この場合も、取締役の責任免除がいつ行われるのかということに  
関係してくる。すなわち、本件のような場合には、後の3-2の事件と  
は異なり、一人会社でありかつ代表取締役である者は、何でも決定できて、  
そのとおりのことを行っている。このような場合には、先に述べたように、  
自らの責任を追及することは期待できない。したがって、この場合の取締  
役の責任免除の本質をどのように考えるのかを、まず考えることになる。

責任の免除を総株主の同意としていることの本質は、取締役の責任を追  
及することができる株主代表訴訟提起権を単独株主権としていることから、  
多数決による責任免除とすると、この単独株主権たる株主代表訴訟提起権  
を認めないことになることから、全株主の同意とすることで株主が単独株  
主権たる株主代表訴訟提起権を放棄させることであると解されている。<sup>(17)</sup>こ  
のように解すると、すなわち責任免除の制度は代表訴訟提起権との引き替  
えであると解すると、一人会社の株主である限り、取締役として会社経営  
を担当する自らの責任を自らが株主代表訴訟による請求をすることはな  
<sup>(18)</sup>い。このことをもって、一人会社の場合には、「株主＝取締役」の図式が  
あてはまる場合には、常に、責任を免れると解することができるのであ  
ろうか。本件判決は、「総株主の同意、免除の意思表示の2個の要件を具備  
することが必要である」としている。総株主の同意は、一人の株主である  
からこれをみだすものの、免除の意思表示をどのように解すれば良いので

(17) 近藤光男『新版注釈会社法(6)』〔上柳克郎ほか編〕292頁(有斐閣、昭和62年)、龍田節『会社法大要』(有斐閣、2007年)100頁、江頭憲治郎『株式会社法(第三版)』(有斐閣、2010年)442頁。

(18) あくまでも、現行の会社法の下での機関設計に基づく検討なので、一人の取締役および株主総会のみが機関である場合に限る。例えば、取締役会を設けて監査役(その権限が会計監査役に限られていない場合)が存在するときには、株主ではないが、監査役から取締役への損害賠償請求は考えられる。もっとも、一人株主たる者が、この請求を認めることはない。

あろうか。一人の株主である以上、自らの責任を追及することがない以上、そのことをもって取締役の責任免除を行ったといえるかという点、そのようには解することができない。「すべて」とはいえないが、ある行為により会社に損害が発生したならば、そのことおよび対応について、何かに記載（以下、電磁的記録も含む）することで株主としての意思を示しておく必要がある。なぜならば、本件および3-2事件は、株主の地位が同一人物に継続している事件ではなく、第三者に譲渡されて初じめて、このような事件があつて会社に不利益が生じていたことを、譲受人が知ることもある。このような事件があり、しかもその損害について取締役に對しての損害賠償責任を免除していることが明確に判ることになれば、一人会社の唯一の株主から第三者への譲渡については、その分を差し引いた金額が両者間で株式の譲渡価格として形成されることにならう。これにより、第三者が当該一人会社の唯一の株主となった場合にも、株式譲渡が終了した後であっても、「実は、このようなことがあり、会社の資産はこのように減っていた」ということは少なくならう。また、一人会社としての特徴を考えれば、いかようにも体裁を整えることができることから、すなわち記載内容に誤りがあつたり、記載により知り得た情報以外のことがあれば、そのことについては、一人会社の経営をしていた者に対して、損害賠償請求の途を設けておく必要がある。<sup>(19)</sup>株式譲渡契約として、民法上の一般的な法理による解決方法もあろうが、会社の経営から発生する損害に関しては、業務執行機関（ここでは一人会社の取締役）の責任を追及することができる

---

(19) この点、山下・前掲注(15)26~27頁参照。もっとも、会社債権者との関係からは、たとえ責任の免除をする場合であっても、分配可能額を超過した剰余金の配当等に関する責任の免除は、総株主の同意があつても、分配可能額の範囲しか効力が生じないとされている（会社462条3項但し書き）。

ことになっていれば、株主はこの制度を利用することができる。<sup>(20)</sup>なお「株主＝取締役」の図式が継続する限り、意思表示をしなくても、取締役の会社に対する損害賠償責任は発生しない。この場合には、常に、取締役の責任が免除されているのと同じである。

### 3-2 東京高判平成15年9月30日判時1843号150頁<sup>(21)</sup>

平成2年6月に設立されたX<sub>1</sub>株式会社（原告、控訴人。以下、X<sub>1</sub>会社という）は、霊園の開発・設計、陵墓および墓石の設計・施工・販売等を目的としており、また平成9年3月に設立されX<sub>2</sub>株式会社（原告。以下、X<sub>2</sub>会社という）も、同様の事業を行うことが目的であった。これらのいずれもが、訴外Aにより全額出資されて設立された会社であり、平成11年12月3日までAがいずれの会社の全株式を有していた（したがって、両社はAを一人株主とする一人会社であった）。そして、平成11年12月3日に訴外Aが有していたX<sub>1</sub>会社およびX<sub>2</sub>会社の株式全てを訴外Bに売り渡し、その後、訴外Bは平成12年5月12日に両社の株式全てを第三者に売り渡した。これらの一人会社の株主関係のもと、次のような事実関係があった。

訴外Aは、いずれも会社にも取締役就任することがなかったが、それ

---

(20) 後述の3-2事件においても触れるが、責任の免除とは、取締役の責任が生じて初めて、これを行うかどうかを株主が検討することである。株主が、事前に取締役に対して責任を問わないという免責を、与えるものではない。

(21) 本件の判例研究として、次のようなものがある。西川昭・判批・金判1205号63頁（2004年）、飯田秀聡・判批・ジュリ1325号239頁（2006年）、高橋英治・判批・商事1794号53頁（2007年）、中村信男・判批・早法82巻3号233頁（2007年）。また、本件を中心とした研究として、中村良「一人会社における名目的代表取締役責任」民事法情報215号83頁（2004年）がある。

は取締役就任することができない事情があったからであった。X<sub>1</sub>会社においては、平成6年3月1日から平成12年5月29日までの間、Y<sub>1</sub>（被告、被控訴人）が代表取締役に就任していた。Y<sub>1</sub>は訴外Aがかつて経営していた会社の部下であり、Y<sub>2</sub>（被告、被控訴人）とともに旅行業を営む会社の経営にあっていた。訴外AはX<sub>1</sub>会社においては「会長」としてその経営の全般を掌握していたので、Y<sub>1</sub>は月に2、3度、平成8年頃からは週に3、4日出社し、従業員の歩合給の計算業務事務等に從事していただけであった。

X<sub>2</sub>会社では、平成9年3月13日の設立時から平成12年5月29日までの間、Y<sub>2</sub>（被告、被控訴人）が代表取締役に就任していた。これもX<sub>1</sub>会社の場合と同様に、訴外Aが就任することができなかったため、Y<sub>2</sub>を名目的に代表取締役就任させたものであり、経営に関してはX<sub>1</sub>会社と同様に「会長」として経営の全般を掌握していたので、Y<sub>2</sub>は月に数回程度、茶菓子を持参してX<sub>2</sub>会社を訪問する程度であり、X<sub>2</sub>会社の業務や事務に従事することはなかった。

いずれの会社の経理・会計事務については、訴外Aは、その直接の指揮、監督の下に、平成7年10月に銀行を辞めてX<sub>1</sub>会社に経理担当者として入社した訴外Cに処理をさせ、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>に対してはこれに関与することを禁止していたので、Y<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>は、それぞれの会社における経理・会計事務については関わることはなかった。

このような状況の下で、X<sub>1</sub>会社において、訴外Cは、訴外Aの求めに応じて、指示される金額をX<sub>1</sub>会社の銀行預金から引き出すなどしてAに交付し、金額不定なもの、用途不明なもの、その他の未決算勘定についてはAに対する仮払金として処理するなどし平成11年1月1日から平成11年12月31日までの決算報告書では2575万650円となり、また別途平成11年10月21日にはX<sub>1</sub>会社からの支出として1000万円をAに交付した。またX<sub>2</sub>

会社においては、平成12年3月頃、貸付金のうち入金されていない1億4000万円の処理をY<sub>3</sub>(X<sub>1</sub>会社の顧問税理士)にX<sub>1</sub>会社の担当者から相談したところ、その助言に従い、訴外Aから訴外BへX<sub>1</sub>会社およびX<sub>2</sub>会社の全株式を売り渡した後であったことから、X<sub>2</sub>会社のAに対する仮払金として処理した。また別途、平成11年10月21日のX<sub>1</sub>会社の支出の場合と同様に、X<sub>2</sub>会社からの支出として1000万円をAに交付した。

そして、平成11年12月3日に訴外Aが有していたX<sub>1</sub>会社およびX<sub>2</sub>会社の株式全てを訴外Bに売り渡したが、訴外Bはいずれの会社の取締役に就任することではなく、X<sub>1</sub>会社の代表取締役をY<sub>1</sub>のままとし、またX<sub>2</sub>会社の代表取締役をY<sub>2</sub>のままとしていた。もっとも、訴外Bの代行者として配下の訴外Dを社長室長としてX<sub>1</sub>会社に派遣し、両社の経営にあたらせた。このため、Y<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>の立場や執務の状況には、大きな変化はなかった。Bは、直接またはDやY<sub>3</sub>を介して必要な資金をCに指示し、Cはこれに応じて入金等をし、平成11年12月28日から平成12年4月26日までの間に合計で6568万154円となり、Cはこれを仮払いとして処理し、Y<sub>3</sub>を介して平成11年12月13日頃にX<sub>1</sub>会社の預金口座から1億1000万840円の払い戻しを受けた。また平成12年4月10日から6月1日までの間に合計2001万7390円を受け、さらにX<sub>1</sub>会社からY<sub>3</sub>の口座を経由してまたBに送金されることで1500万円を受け、これらも仮払金として処理されていた。

訴外Bが平成12年5月12日に両社の株式全てを第三者に売り渡したことから、X<sub>1</sub>会社およびX<sub>2</sub>会社が、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>に対して損害賠償を請求したのが本件である(なお、ここでは一人会社と取締役の関係について検討するので、顧問税理士のY<sub>3</sub>については検討しない。Y<sub>3</sub>については、訴外Aおよび訴外Bが仮払金等を不法に領得したことに関して、顧問契約上の受任者としての義務違反を理由として損害賠償を求めることができないと判示され、その責任は否定された)。Y<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>の責任については、次のよ

26(319) 法と政治 63巻1号 (2012年4月)

うに請求していた。Y<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>は、それぞれ自ら仮払金の支払を受けて、これを不法に領得したものであるほか、訴外Aおよび訴外Bが仮払金の支払または預金の払戻しを受けてこれを領得することに任せ、X<sub>1</sub>会社およびX<sub>2</sub>会社に損害を被らせたことから、その損害を賠償すべき義務があると主張していた。

東京高等裁判所は、次のように判示した。

「Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>については、……X<sub>1</sub>会社及びX<sub>2</sub>会社の一人株主であった訴外Aや訴外Bは、会社の主宰者として経営の全般を掌握し、自らが（訴外BについてはDを介するなどして）その経営に当たっていたものであり、経理、会計事務についても、経理担当者を直接指揮監督していたものである一方で、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>は、全く取締役としての職務を行うことはなく、単なる名目上の代表取締役にすぎなかったものであり、特に経理、会計事務については、訴外Aからこれに関与することを禁止されるなどして、一人株主との事実上の合意、了解の下に、全くこれに関わることがなかったものである。

このように、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>は、一人株主との事実上の合意、了解の下に、取締役としての職務、とりわけ経理、会計事務には全く関与していなかったものであるから、その限度において取締役としての善管注意義務や監視監督義務を免除されていたものというべきであり、会社の債権者その他の第三者に対する関係や責任についてはともかく、会社に対する関係においては、善管注意義務や監視監督義務の責任を負わないものと解するのが相当である。

したがって、X<sub>1</sub>会社及びX<sub>2</sub>会社は、一人株主であった訴外A及び訴外Bが仮払金等を不法に領得したことにつき、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>に対して、取締役としての善管注意義務違反又は監視監督義務違反を理由として、損害賠償

を求めることはできない。」

と述べて、控訴を棄却した

### 【本件についての検討】

本件は、3-1の裁判例と異なり、一人株主が自ら取締役となって会社の業務執行をしているものではない。この観点から、一人会社において、実質上、会社を経営している者について、少し検討してみる。

自らは取締役就任することなく傀儡の者を取締役に就任させ、実際には、傀儡の者を通して、その者が会社の経営を行うことがある。本件における訴外Aおよび訴外Bもこれに該当して、このような者は、「事実上の主宰者」または「事実上の取締役」と呼ばれており、これらに関する裁判例がある。<sup>(22)</sup>これらに従えば、取締役ではないが当該会社には支配株主として君臨して、その者の指揮監督の下に行為をする者を代表取締役に就任させ、実際はその者に命じて会社を経営している者となる。本件も、この類型に属する行為を訴外Aおよび訴外Bを実際しているののであるが、「事実上の主宰者」または「事実上の取締役」と呼ばれる者がその責任を追及されているのではない。これらの者に従って代表取締役に就任したY<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>の責任が追及された事件である。本件は、会社の背後にいる者に対し

---

(22) このような例は、旧商法時代から、競業取引規制（旧商法264条、現・会社356条1項1号）および利益相反取引規制（旧商法265条、現・会社356条1項2号3号）における事件の場合に見受けられ、また、裁判例では、これらの者は取締役と同じように扱われその責任が検討されてきた。「事実上の取締役」または「事実上の主宰者」に関する研究として、例えば、「事実上の取締役」については、石山琢磨『事実上の取締役理論とその展開』（成文堂、1984年）があり、また「事実上の主宰者」については、砂田太士「利益相反取引における『事実上の主宰者』」福岡37卷2～4号合併号337頁（1993年）、中村信男「判例における事実上の主宰者概念の登場」判タ917号108頁（1996年）等がある。

て、その責任を追及することにより被った損害を賠償してもらうのであるが、本件では、そうではなく、代表取締役である2名に対して、その義務違反（善管注意義務違反および忠実義務違反）を問うことで損害賠償責任を追及しているのである。上述の事実関係からもわかるように、このような状況の下で、一人会社における代表取締役としての業務を限定されているということは、代表取締役として就任した者はその限定された範囲内で行為を行うことを約していることになる<sup>(23)</sup>。逆にいえば、このような場合には、先の義務をどのように考えるのか、さらに責任問題をどのように考えるのかということになる。3-1事件では事後の責任について免除があったのかどうか争われていたが、本件では、実は何もしていないのである。あくまでも、取締役として（代表取締役として）行うべき行為を、最初から制限されていたのである。その制限も、一人株主から行われていたのであり、一人株主自身が実際に経営を行っているのであった。そもそも、本来の取締役としての役割を全く期待されていない者であった。

そのために、取締役（というより、このような者は、取締役として登記されているに過ぎない者というべきであろう）からすると、「今更、何を」ということにもなる。そうすると、取締役の責任免除とは異なり、事前に、取締役の責任を限定している（含む、責任を問われないこと）と解することになる。現行法上、取締役の責任の限定に関しては、社外取締役がその対象となり、たとえ社外の者であっても代表取締役および業務担当取締役

---

(23) 旧商法時代の裁判例において見受けられた「名目的代表取締役」、「名目的取締役」等の者は、取締役会人数の数合わせのため、本件のように上位者の命令に従ったりまたは名義を貸したりしただけであり、取締役としては「何もしなくても良い」、「言われたことだけしておけば良い」と思っていたといえる。これらの取締役等は、当時は中小の閉鎖的株式会社に、会社法の下では、非公開会社の大会社以外の会社に該当する会社に存在する。

の場合にはこの対象とはならぬ（会社427条1項・2項）。この会社の取締役の責任限定は、事前に行われる。本件では、確かに、Y<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>は代表取締役に就任しているが、それは名目上のものであり、会社の実質上の経営者は、背後にいる唯一の株主（訴外Aまたは訴外B）である。Y<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>のような者を、代表取締役としてではなく社外取締役として、責任限定と同じように責任の免除を行うという考え方は、採りうるものであろうか？ 責任免除について、事後のみならず事前においてもこれを行うことができると解することになれば、Y<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>ともに、唯一の株主からその代表取締役就任にあたり、予め行うことができる業務を限定されており、その範囲内でしか代表取締役としての職務を行うことができないこと、すなわち、これら以外の業務執行については最初から責任を免除されていたと解することになる<sup>(24)</sup>。もっとも、後述するように、このように代表取締役としての権限を制限された者（むしろ、従業員かまたは客員ないし顧問のような権限しかない者というべきか）を代表取締役または取締役ということができるであろうか。

たとえ、このように解釈することができるとしても、さらに次のような問題がある。善管注意義務および忠実義務のように、強行法規として定められている義務について、唯一の株主である者が、事前に、取締役の義務を免除することができるのかという問題である。そもそも善管注意義務および忠実義務は、取締役に対して課せられている義務の基本である。この基本的な義務を、最初から免除する・負わなくても良いと解することはできない。したがって、名目的であれ、取締役である以上は、これらの義務

---

(24) 取締役の責任について、事前に免除できると解する見解として、戸塚登「名目的代表取締役の第三者責任（1）」民事研修101号19～21頁（1965年）、甘利公人『会社役員賠償責任保険の研究』167頁（多賀出版、1997年）がある。なお、飯田・前掲注(21)241頁参照。

を負うことになる。<sup>(25)</sup> そうなると、本件では  $Y_1$  および  $Y_2$  は、取締役としてのかかる義務を怠ったとして、会社に対する責任をとともに負うのであろうか。義務を負うからこそ、その者の責任追及することができるということであれば、何ら実権を有していない者に対しては責任を追及することができるが、背後にいて会社の実権を握り実際に経営を行っていた唯一の株主に対しては責任追及することができないことになるのか、ということにもなりかねない。もしそうだとすると、本来の責任を負う者から賠償金を取るのではなく、形式的に取締役に就任している者から賠償金を取るという形にならざるをえない。本件においては、 $Y_1$  および  $Y_2$  は、形の上での代表取締役（登記簿上の代表取締役）であり、その背後にいる者（訴外Aおよび訴外B）が当該会社の業務執行者と考えるのが筋である。

したがって、むしろ、後の4.「一人会社の経営を行う株主」において述べるように、訴外Aおよび訴外Bを「事実上の取締役」または「事実上の主宰者」と解することにより、本件を整理してみよう。このように解すると、 $Y_1$  および  $Y_2$  は「代表取締役」とはいいながら、業務を担当しない

---

(25) 名目的取締役の責任については、判例では（最判昭和48年5月22日民集27巻5号655頁，最判昭和55年3月18日判時971号101頁），たとえ名目的な取締役であっても監視義務を怠ったことによる責任を認めている。最判昭和55年3月18日は、「株式会社の取締役は、会社に対し、取締役会に上程された事項についてのみならず、代表取締役の業務執行の全般についてこれを監視し、必要があれば代表取締役に対し取締役会を招集することを求め、又は自らそれを招集し、取締役会を通じて業務の執行が適正に行われるようにするべき職責を有する……会社の内部的事情ないし経緯によつていわゆる社外重役として名目的に就任した取締役についても同様であると解するのが相当である。そうすると、前記のように同被上告人が取締役として訴外会社の業務執行を監視するにつき何らなすところがなかつたことはその職責を尽くさなかつたものといわなければならない」と判示している。

(することができない)者である。かつて、貸金業者の支配人と登記された者が支配人として債務者に対してその債務の取り立てを裁判で行ったときに、裁判所では支配人と登記された者の実体を精査して、支配人たる実体を備えていないことを理由に、請求を却下している例が見受けられた(前橋地判平成7年1月25日判タ883号278頁, 千葉地判平成14年3月13日判タ1088号286頁等)。この理をそのまま本件にあてはめることはできないが<sup>(26)</sup>,  $Y_1$ および $Y_2$ は、代表取締役として実体のない者であることを理由として、責任を負わせることができないと解することになる。このように解しないと、株主の有限責任制を隠れ蓑として、何でもしてしまい、会社の資産を浪費した張本人(唯一の株主)に責任を追及することができないことになる。本件のような場合、会社は、このような取締役としての実体を有さない者に対しては、その取締役としての責任の追及はできないものと解することになる。<sup>(27)</sup>

---

(26) 支配人に関するこれらの裁判例は、支配人としての実体がないから、そもそも支配人として訴訟を提起することができないとの観点から、請求が却下されている。支配人は任意に置くことができる制度であり(商20条)、会社における機関として必ず設けなければならない取締役(会社326条1項)または代表取締役(会社362条3項)のような制度ではない(なお、本件当時は旧商法の適用であったため、旧商法261条1項により、取締役会の決議により会社を代表する取締役を定めることが必要であった)。

(27) 中村信男・前掲注(21)243頁では、「 $Y_1 \cdot Y_2$ が、 $X_1 \cdot X_2$ の実質的な代表取締役というべきであったA・Bの道具に過ぎなかったといえるし、また事実上取締役を解任されていたとみることができるため、法的には……取締役としての地位を有していなかったと評価すべき事案であり、……本件事実関係の下では $X_1 \cdot X_2$ に対する損害賠償責任が否定されると解するべきであろう」と述べる。

弥永真夫『リーガルマインド会社法(第12版)』(有斐閣, 2009年)228頁注175において、本件判決について、職務免除の有効性を認めたというよりは、「任務懈怠に基づく損害賠償責任を追及されないという結果を認

## 4 一人会社の経営を行う株主

### 4-1 一人会社の経営を行う株主とは

先の3において検討した2つの裁判例は、一人会社の一人株主が、取締役就任して会社を経営していた場合（3-1の事件）と就任せずに傀儡の者を通じて会社を経営した場合（3-2の事件）のものである。いずれの場合でも、その者が会社の経営を行っている時に、自らのまたは第三者の利益を図る行為を行っていたところ、それらの行為が、会社との間における株主関係が終了し他の者が株主となった時に、一人株主たる者と会社との間で、かかる行為の責任等をどのように解するのかということである（もっとも3-2の事件は、傀儡の者の会社に対する損害賠償責任が問われた事例であるが、経営者の責任問題が背後にあった）。従来は、このような本来の取締役の責任は、第三者との間で生ずる問題として現れまた研究がなされてきたが<sup>(28)</sup>、本稿で取り上げたいいずれの裁判例も、取締役の会社に対する責任の問題（会社法423条の責任の問題およびこれを前提とする会社法424条に定める責任免除の問題）として争われた。

いずれの裁判例も、会社法の施行前の事件であったが、現行法の下では、旧商法と異なり、機関設計では取締役一人でも会社を設立し経営することができる。会社法は、機関設計の重度を高めた結果、その会社にふさわしい機関設計を採用して事業を行うことを目的としているといえる。<sup>(29)</sup>このよ

---

めたと解することもでき、一人会社においては株主との間に合意がある場合には、株主ひいてはそれと経済的に同一視できる会社は信義則、禁反言などにより、任務懈怠に基づく損害賠償責任を追及できないと解することは可能であろう」と述べる。

(28) 取締役の第三者に対する責任に関しては、優れた多くの研究がある。一例として、吉川義春『取締役の第三者に対する責任』（日本評論社、昭和53年）を挙げておく。

うに解すると、一人会社における株主は、当該会社を支配しているのであり、支配していることから、単なる「株主として」というより、むしろ「会社を支配している者として」とらえることで、その責任を考えることになる<sup>(30)</sup>。すなわち、一人会社においては唯一の株主がその会社を支配しているのであるから、「株主＝取締役」の図式で考えてみると、一人会社の一人株主は、自ら会社の業務執行の決定をしてそれを執行することで、その結果のすべてについて、これを甘受しなければならないと解することになる<sup>(31)</sup>。このような会社では、会社の行為とは、この唯一の株主の行為が、業務執行機関としての決定でありかつ執行となるから、まさにこれが会社の行為となる。そこでこの考え方を、先の2つの事件にそれぞれをあてはめてみよう。

#### 4-2 「個人型一人会社」の場合

本稿の対象である「個人型一人会社」として、前述の3-1事件および3-2事件に、上述4-1の考え方をあてはめて検討する。

3-1事件は、「株主＝取締役」の図式があてはまる事例であり、この

---

(29) 稲葉・前掲注(9)参照。

(30) 稲葉・前掲注(9)90頁は、株主の有限責任（とくに会社支配権能行使についての無責任）について、株主の有限責任は、会社債権者との関係における出資者としての責任問題であるとして、「所有と経営が分離した資本市場における開かれた会社における『その他大勢』無機能株主（資本市場における一般投資家）について、有限責任を認めるべきことには問題がない」と述べるも、「問題は、会社の意思決定に影響力をもつ企業家株主ないし機能株主について起こる」と述べる。本稿において検討しているような一人会社の株主の問題については、まさにこの指摘のとおり、有限責任を自ら享受することと、会社または第三者との関係について、これらをどのように考えるのかということになる。

(31) 砂田・前掲注(10)の論文参照。

3-1 事件を一人の取締役しかいない場合として置き換えて考えてみると、まさに、会社の行為とは、唯一の株主の行為であるということになる。このような場合には、もはや、会社に対する責任は、その者（＝唯一の株主）のみが負うことになる。会社と取引をした者等の第三者との間に生じた取締役の責任関係は、会社法429条に定める損害賠償責任により、これを追及することができる。「株主＝取締役」である以上、第三者は、このような者の責任を追及することができる。これに対して、会社に対する損害賠償責任をどのように考えるのかということである。上述の3-1の【本件についての検討】においても述べたように、責任の免除に関しては、このようなことをしたことを記載等をして残しておくことがない限り、責任免除することができないと考えることになる。一人会社であり、本来は不要なこととも考えられるが、一人会社であるからこそ、自己が取締役の場合には、その旨を証明する行為が要求されているといえよう。逆にいうならば、自己の責任を自分で免除したことを証明するために残しておくことになる。このような会社から、株式を譲受する場合には、法格言にもあるように「買主注意せよ」に従い、譲受人は、相手方たる会社のみならず当該取締役の会社との関係も注意深く調べておかないと、不測の事態が生ずるおそれがあることになる。

上述3-2事件では、一人株主は、形式上、自らを取締役として表に出ないよう傀儡の取締役を作り出したものの、他の者を介して、実際には、一人株主自身が会社を経営している。会社法による機関設計の自由化の下では、そもそもこのような形態を採ることは予定されていないといえる。旧商法の下、いわゆる中小の閉鎖会社においては取締役の人数を合わせるために、名目的な取締役が多数存在していたことから、このようなことを防止する意味でも、また旧有限会社にて認められていた有限会社を株式会社として法規制に取り込んだことから、単なる人数合わせの会社を設立

または運営するのではなく、会社法の下では、その会社の身の丈に合った機関設計ができるようになっている<sup>(32)</sup>。したがって、取締役が責任を負わないことを前提とした株式会社の設立と運営は、会社法でも意図されていない。このような会社の設立および運営は、むしろ、法人格を濫用しているといえる。法人格の濫用の場合には、法人格否認の法理の適用を考えることになる<sup>(33)</sup>。ただし、法人格否認の法理も、会社債権者等の第三者が、他の

(32) 相澤哲編『一問一答・新・会社法〔改訂版〕』（商事法務，2009年。以下、相澤編『一問一答・新・会社法〔改訂版〕』という）12頁では「物的会社（株式会社・有限会社）については、従来の物的会社の区分が理念どおりでなく形骸化したうえ、物的会社に一樣でないニーズがあり、最近では、株主総会と取締役からのみからなるもっとも基本的な形の会社を出発点として、その成長に応じて、取締役会、会計参与、監査役、会計監査人など、必要とされる機関を選択しながらステップ・アップしたいという中小企業のニーズも出てきていたところであった。株式会社と有限会社との統合等の会社類型の見直しは、これらの事情に応えるための改正である」と述べられている。

(33) 法人格否認の法理に関しては、相澤編『一問一答・新・会社法〔改訂版〕』・前掲注(32)29頁では、「株式会社の設立を容易にすることにより、事業を行う予定のない会社等の実体のない会社が増加し、そのような会社を悪用する、法人格の濫用と言われる事例が増加することが考えられる。……また、……会社を用いた法人格の濫用により生ずる問題は、会社の設立の難易の問題とはかかわりなく、旧法においても発起人および取締役等の第三者に対する責任規定や判例上の法人格否認の法理によって対処されていた問題であり、会社法においてもこの点は変わるところはないから、設立が容易になったとしても、問題がより深刻化するものではないと考えられる」と述べる。起業が容易になるというのは、一人会社の創設にもつながり、一人会社のみを対象として、その設立および運営を直接規制する定めがない以上、最終的には法人格否認の法理による解決に委ねるということであろう。そうすると、法人格否認の法理が、一人会社の場合には、とくに適用されることを意味するのであろう。一人会社と法人格否認の法理に関しては、多くの研究がある。例えば、井上和彦『一人会社論—法人格否認の法理の積極的適用』（中央経済社，1993年）。また、法人格否認の

法規制等により当該会社に対して債務の履行を求めたりまたは損害賠償の請求をすることができないような場合に、当該会社の背後にいる者に対してその会社の法人格を否認してその支払いを求めるものであることから、会社が自ら法人格を否認して背後にいる者へ損害賠償請求を行うことは考えられない（唯一の株主が、会社の行為として行ったことについて、それは自己の行為だからといって会社という法人を否認して、自己に対して責任を追及することはなかろう）。傀儡の者が取締役として存在することは、会社法の下では旧商法の規制のように、取締役会の設置が全ての会社に強制されてはいないものの、何らかの事情によりこのような状態で会社が設立されてかつ運営されることがあろう。この場合には、上述の3-2の【本件についての検討】においても述べたように、取締役とされている者について、取締役の実体を十分に検討した上で、その者が取締役としての実体のない者であると判断された場合には、その者を取締役として責任追及を行うことができないことになる。したがって、このような会社から株式の譲渡を受ける者は、上述の場合と同じで、「買主注意せよ」に従い行為を行うことになる。

#### 4-3 「法人型一人会社」の場合<sup>(34)</sup>

以上の「個人型一人会社」と異なり、「法人型一人会社」の場合には、

---

法理と本稿の対象となるような小規模会社と親会社に関しては、江頭憲治郎『会社法人格否認の法理：小規模会社と親会社に関する基礎理論』（東京大学出版会、昭和55年）参照。

(34) 本稿では、前述、「2 一人会社」において述べたように、検討の対象を「個人型一人会社」としているので、ここでは簡単な検討にとどめる。「法人型一人会社」の場合には、ここで検討している問題は、親会社による子会社の経営管理の問題としてとらえることができる。この点について多くの研究があるが、1997年（平成9年）の独占禁止法の改正により純粹

どのように考えればよいのであろうか。すなわち、一人会社の株主が、一人の自然人ではなく一人法人であることから、考え方に違いがあるのであろうか。ここでは、一人会社の株主が株式会社である場合を検討してみる。前述の「2 一人会社」において述べたとおり、「法人型一人会社」の場合には、一人株主の決定といっても、当該株主は株式会社であるために、株主たる一人会社の完全親会社の決定については、取締役のみの決定の場合もあれば（会社348条1項・2項・3項）、取締役会における決定の場合もあれば（会社362条2項1号・4項）、株主総会における決定の場合もある（会社295条1項。なお同条2項参照）。すなわち、その決定を行う者については、決定する機関が異なり、したがってそれぞれの決定に至るプロセスが異なることになる。その決定にしたがって行われた一人会社の行為により、第三者に損害が発生した場合には、「個人型一人会社」における場合と同様に、当該第三者は、一人会社の取締役の責任を追及したり（会社429条）、または背後にいる者に対しては、上述、4-2で述べたような考え方で、その損害賠償を求めることになる。しかし「個人型一人会社」と全く同じように考えられるのは、親会社たる会社がやはり一人会社でありかつそれが「個人型一人会社」である場合である。この場合を除き、一人会社の株主たる親会社には、複数の株主が存在することになる。

このような会社では、一人会社の一人株主が会社であるために、会社を構成している株主の束として、一人会社の一人株主と存在しているのである。その束の中においては、意見が常に一致するものではなく、反対する

---

持株会社が設立が可能となった際に、純粹持株会社に関する株主保護または親会社取締役の責任に関する研究として、神作裕之「純粹持株会社における株主保護（上）・（中）・（下）」商事1429号2頁、商事1430号9頁、商事1431号13頁（1996年）、柴田和史「子会社管理における親会社の責任（上）・（下）」商事1464号2頁、商事1465号68頁（1997年）がある。

株主、無関心な株主等が存在する。親会社の株主は、親会社の業務執行機関を監視・監督することで、子会社たる一人会社の経営までも考慮することができる。株主が知り得た情報により（例えば、子会社の取締役会議事録の閲覧請求〔会社371条5項〕）親会社の株主総会を通じて、または、株主総会で選任された監査役によって（例えば、子会社への事業報告を求めたり、子会社の業務及び財産の状況の調査等〔会社381条3項〕によって）、親会社の業務執行機関を構成する者（取締役）との間でお互いに意見を交換すること等を通して監視・監督することになる。これらにより、親会社の業務執行機関による健全な経営を行われることが期待され、親会社の業務執行機関によってまた選任された子会社たる一人会社の取締役は、このような親会社の業務執行機関の監督の下、また子会社の健全な経営を行うことが期待される。さらに、業務の適正を確保するための体制—いわゆる内部統制システムの構築—として、「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」を決定することが定められている（会社348条3項4号・362条4項6号・416条1項2号、会社施規98条1項5号・100条1項5号・112条2項5号）。これらの法規制が十分に機能すれば、一人会社の経営の暴走を防止することができる。また、最近の会社法の見直しにあたり、法制審議会会社法部会・平成23年12月7日「会社法制の見直しに関する中間試案」（以下、本稿においては「会社法制の見直し中間試案」という<sup>(35)</sup>）、「第二部 親子会社に関する規律」、「第1 親会社株主の保護」、「1 多重代表訴訟」におい

---

(35) この「会社法制の見直し中間試案」は、平成23年12月14日に平成24年1月31日までのパブリックコメントに付された（案件番号 300080089。「会社法制の見直しに関する中間試案」に関する意見募集，<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080089&Mode=0>）。

ては、親会社の株主が子会社の取締役等の責任を追及するための代表訴訟制度の創設について、創設するというA案、創設しないとするB案の二つを提起している。また、法務省民事局参事官室より「会社法制の見直しに関する中間試案の補足説明」（以下、本稿においては「会社法制の見直し中間試案・補足説明」という）も公表され、「1 多重代表訴訟」についても補足説明がなされている<sup>(36)</sup>。仮に「会社法制の見直し中間試案」のA案のような制度が創設された場合には、本稿にて検討したような問題は、親会社の取締役のみならず子会社の取締役の責任追及を親会社の株主ができることになり、子会社である一人会社の経営にも株主が関心を持つことにより、親会社に代わって子会社取締役の責任を追及することのほか、子会社取締役の責任追及を通して親会社の取締役（一人会社の株主としての決定を行う者）の責任も追及することができるであろう<sup>(37)</sup>。

## 5 お わ り に

本稿では、会社法施行後に、設立しやすくなった株式会社の一人会社について、唯一の株主である者が当該会社を経営したときに、その業務執行により生じた損害に関する2つの裁判例をもとに、一人会社における唯一の株主の責任を、株主というより実質に経営を行っている者として扱うことにより、検討してみた。従来の小規模閉鎖会社においてみられてきたこ

---

(36) これらの「会社法制の見直し中間試案」と「会社法制の見直し中間試案・補足説明」については、前掲注(35)のURL参照。なお、商事1952号(2011年)に、中間試案および補足説明の全文が掲載されている。

(37) 前掲注(35)のとおり、「会社法制の見直し中間試案」中間試案はパブリックコメントに付されており、この意見徴集を踏まえて、会社法の改正作業が進められる。多重代表訴訟制度の創設の可否、創設する場合にはその要件等が改正法案として公表されるであろう。従って、本文はあくまでも、多重代表訴訟が創設されたと仮定された場合の記述である。

とであるが、一人会社の株主の責任については、第三者との関係でどのように考えるのかについては多くの研究がなされて来た。しかしながら、最近では、本稿で取り上げた裁判例のように、会社に対する損害賠償責任の問題も生じてきた。すなわち、会社が順調なときには何も問題はないが、会社組織を利用して、唯一の株主が利益を得て会社の資産を減らした後に、第三者に当該会社の株式を譲渡した場合に、この第三者との責任関係ではなく、当該会社の取締役および背後にいる者について、形式的に取締役であれば会社に対する損害賠償責任が発生するのか否か等をどのように考えればよいのかを検討した。このような場合には、一人会社の特徴である「唯一の株主＝会社の経営者」の観点から―「株主＝取締役」とみることから―、問題を考えるべきである。いかなる株式会社であっても、取締役は取締役であることから、一人会社とその他の会社を区別して考えるべきではないとの主張もあろうが、取締役としての権限を有していないような者が取締役として会社に存在している場合、形式的に取締役である以上、取締役としてその者の責任を追及することができるが、会社の背後にいて実質的に会社を経営している者に対して、その責任を追及しがたいというのでは、法規制を逸脱する行為を助長することになってしまう。この点からも、形式的に取締役であるか否かにかかわらず、実際に会社の行為をしている者、または行為をしていた者に対して、その責任を問うことが必要となる。

非公開会社は、その設立の容易さもあるが、一人会社から上場会社のような規模の大規模な会社まで、非公開会社と一口に言っても、その内容は様々であり、この点で会社法の規制が、すべての非公開会社に対して同じように及ぶものではない。<sup>(38)</sup> 会社の実体を考えて、または取締役の実体を考

(38) この点で顕著な例は、株式会社の機関構成である。機関構成として会社法が必要であると定めているのは、株主総会と取締役である（会社326

えて規制を考えることも、また必要である。検討にあたり取り上げた2つの裁判例については、当事者の主張を含む事実関係および裁判所の判断について、詳細に紹介をした。これらからもわかるように、非公開会社内部の問題については、その問題となった会社ごとにその実態を十分に把握しないと、事の本質を見失うこともあり、例えば本稿で検討した一人会社における「株主＝取締役」である者のように、本来、責任を負うなければならない者が、責任を負わなくても良いというような結論にもなりかねない。本稿が、一人会社における問題検討の一助になれば、幸いである。

---

条1項)。これ以外の機関として、定款の定めにより、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、委員会を置くことができるが(会社326条2項)、会社の規模(大会社か否か。会社2条6号参照)により必要となる機関が定められたり、またはある機関を設置したことにより他の機関もその設置が必要となる場合が生じてくる(会社327条・328条)。さらに、非公開会社においては、取締役会設置会社と取締役会を設置しない会社(いわゆる、取締役会非設置会社)とでは、株主総会の権限等で法規制が異なる。

このように会社法施行後は、機関設計の自由度が高まっているため、当該会社の取引相手はじめ第三者にとっては、会社の機関・組織がどのようになっているのかを、容易に理解することができない状況にある。例えば、株式会社といっても「公開会社」とそれ以外の会社—いわゆる「非公開会社」—に分けられるものの(会社2条5号参照)、いずれの会社であるのかは一見したところでは判らない。商号中に、例えば、会社法上の公開会社であれば「公開」の文言を入れて「公開株式会社」とすること、非公開会社であれば「非公開」または「譲渡制限」の文言を入れた「非公開会社」、「譲渡制限株式会社」、「株式譲渡制限会社」とすることはどうだろうか。この点について、砂田・前掲注(10)論文149頁、同・前掲(7)623頁注(28)参照。

# Some Problems on Closed Corporation Held by One Person —Study on Recent Cases—

論

Taiji SUNADA

説

New Japanese Corporation Law was enforced in 2006, so that everybody can incorporate a company easily before. But there are a lot of problems on Closed Corporation. This article focuses on Closed Corporation held by one person (=a single shareholder) and liability of the management (director, de facto director etc...) in such a corporation. This management owe a liability to the third party and the company, but in the case of a single shareholder, such a person doesn't owe both of liabilities because such a person is the only shareholder and is considered to owe only the limited liability to the company. According to study on recent cases, a single shareholder shall be deemed the director or de facto director. Then a single shareholder shall be deemed to owe liabilities of director in case of Closed Corporation held by such a shareholder.